様式第三から様式第八までを削る。

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　結核の予防接種（第十六条）」を「第五章　結核の予防接種（第十六条）
第六章　Ｈｉｂ感染症の予防接種（第十七条）
第七章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）
第八章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）」に、「第六章」を「第九章」に、「第十七条」を「第二十条」に改める。

第三条第一項中「よつて」を「よって」に改める。

第五条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「当たつて」を「当たって」に改める。

第五条の二中「当たつて」を「当たって」に、「効果及び」を「有効性及び安全性並びに」に改める。

第七条中「当たつて」を「当たって」に改め、同条第二号中「行つた」を「行った」に改める。

第八条中「結核」の下に「、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症」を加え、「第六章」を「第九章」に改める。

第九条第八項中「かかつていること」を「かかっていること等のやむを得ない事情」に改め、「第六条の規定に基づき」を削り、「適当でないとされた」を「できなかった」に改め、「政令第百九十七号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「定期の」を削り、「であつて」を「であって」に改める。

第十四条第二項中「あつて」を「あって」に改め、同条第三項中「第一項」を「前二項」に、「かかつていること」を「かかっていること等のやむを得ない事情」に改め、「第六条の規定に基づき」を削り、「適当でないとされた」を「できなかった」に「予防接種法施行令」を「令」に改め、「定期の」を削り、「であつて」を「であって」に、「、第一項」を「、前二項」に改める。

第十六条第二項中「塗つた」を「塗った」に改める。

第十七条を第二十条とする。

第六章を第九章とし、第五章の次に次の三章を加える。

第六章　Ｈｉｂ感染症の予防接種

（接種の方法）

第十七条　Ｈｉｂ感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）から五十六日までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）から五十六日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2　Ｈｉｂ感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種終了後七月から十三月までの間隔をおいて、乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　前二項の規定に基づき前二項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表Ｈｉｂ感染症の項の下欄に掲げる者であって当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前二項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

4　令第一条の二第二項に規定するところにより、Ｈｉｂ感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Ｈｉｂ感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種

（接種の方法）

第十八条　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に、沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に、沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者	沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを六十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にあった者	前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいて沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にあった者	前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であって、生後十二月に至った日以降において、沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　令第一条の二第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。